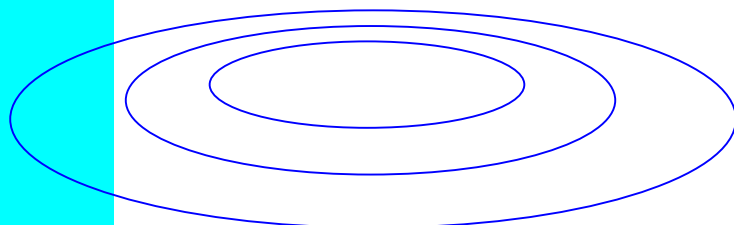
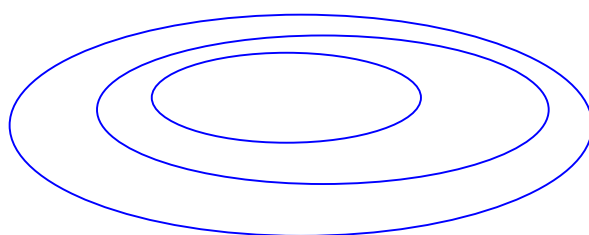


秋田工業用水道 受水の手引き

令和5年12月



秋田県産業労働部
公営企業課

事業の概要

秋田工業用水道は、昭和40年11月1日、国の指定を受けた「秋田港湾地区新産業都市建設計画」の一環として、秋田臨海工業地帯の新規立地企業に工業用水を供給する目的で昭和43年4月1日建設工事に着手しました。

昭和46年に一部施設が完成し、同年7月1日から給水を開始しました。引き続き増設工事を行い、昭和49年3月の工事完成により、給水日量20万m³の施設となりました。

その後、昭和59年5月21日に新産業開発計画に基づくテクノポリスの指定を受けた秋田市御所野地区の秋田新都市へも供給することとなり、平成元年、既存の供給地区を拡張するため事前調査設計に着手し、平成3年9月末に完成しました。

現在、工業用水は、様々な業種で、多様な用途に使われています。

工業用水道の受水（使用）を検討・希望される方へ

秋田県工業用水道事業では、現在、茨島地区・向浜地区・八橋地区・土崎地区・飯島地区・御所野地区の給水契約企業の皆様方に、良質な工業用水を安定的に供給しております。

工業用水の受水（使用）を検討または希望される方は、お気軽にご相談、お問い合わせください。

1 給水のあらまし

事業の運営を適正かつ合理的に行い、良質で安価な工業用水道を供給するため、次のような条件によりご利用いただいております。
工業用水の受水（使用）をご検討の際は、予めご相談ください。

供給対象業種

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を供給対象とします。ただし、これらの業種以外であっても「雑用水」として供給できる場合があります。

供給対象水量

工業用水を使用する場合、一受水者の基本使用水量は1日300m³からの契約となります。なお、新規で共同給水により給水施設の一部を共同により使用する場合などは、一受水者の基本使用水量は1日200m³から契約ができます。

※ 詳細は公営企業課にお問い合わせください。

※ 実際の使用水量が、上述の基本使用水量未満であっても構いません。ただし、責任水量制により、基本使用水量を基に給水料金が算出されます（後述）。

供給の申し込み

受水者は、工業用水の1日当たりの使用水量の予定を定め、所定の申請書により県へ申し込みをし、供給の承認を受け受水することとなります。

給 給 水 質

次の基準に従い工業用水を供給いたします。

項 目	基 準
濁 度	10度以下
水素イオン濃度	pH値5.5以上8.0以下
水 温	30度以下

※ 努力目標濁度 … 5度以下

給 水 施 設

受水者においては、24時間均等に受水するための自由水面を有する受水槽を設置することが必要です。この容量は、1時間当たり基本使用水量の**2時間以上**、または、時間最大使用水量の**2時間以上**としています。また、使用水量を測定する計量器については、受水者の敷地内に受水者の負担により設置が必要です。

施設の詳細については、別紙「給水施設及び計量器の構造等の基準」を参照してください。

料 金 制 度

料金は、実際の使用水量に関係なく基本使用水量に基づいて料金を支払っていただく「責任水量制」を採用しております。
従いまして、受水者は、基本使用水量を受水者の事情において変更することなく給水開始日より全量責任を持って引き受けていただきます。

2 料金のしくみ

料金は、基本料金、超過料金及び消費税・地方消費税分加算料金からなり、月別に次に定めるところにより計算した額の合計額を翌月の末日までに納付していただきます。

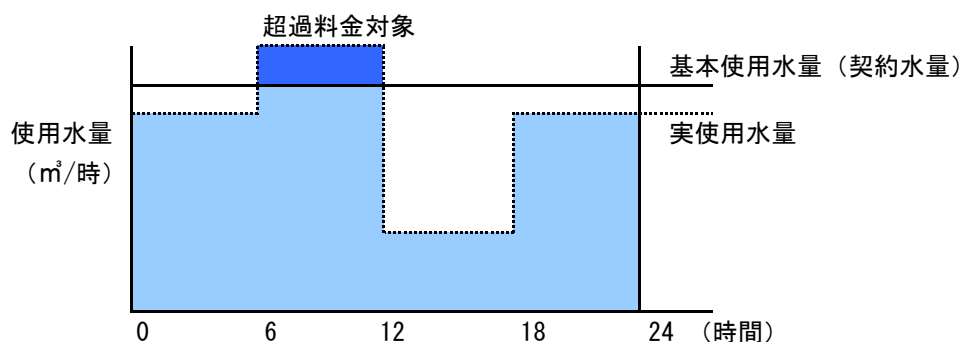
料金体系

$$\text{料金} = \text{① 基本料金} + \text{② 超過料金} + \text{③ 消費税相当額}$$

① … 基本使用水量($\text{m}^3/\text{日}$) $\times$ その月の日数(日) $\times$ 基本料金(円/ m^3)

② … その月の超過水量($\text{m}^3/\text{月}$) $\times$ 超過料金(円/ m^3)

③ … (基本料金+超過料金) $\times$ 0.10



▼1m³当たり料金表

単価区分	基本料金 (円)	超過料金 (円)
税抜額	15.38	30.76
税込額 (参考)	(16.918)	(33.836)

※ ▼料金計算例による

▼超過使用水量の算定

当該月における各1日の超過使用水量（1時間単位の使用水量から1日当たり基本使用水量の24分の1を減じて得た水量の合計）の合計水量

▼料金計算例（1カ月を31日とした場合）

基本使用水量1日300 m^3 、月超過水量50 m^3 で受水した場合

①基本料金	300 (m^3) $\times$ 31 (日) $\times$ 15.38 (円/ m^3)	=	143,034.00 円
②超過料金	50 (m^3) $\times$ 30.76 (円/ m^3)	=	1,538.00 円
③消費税相当額	(① + ②) $\times$ 0.10		14,457.20 円
④合計額	① + ② + ③	=	159,029.00 円

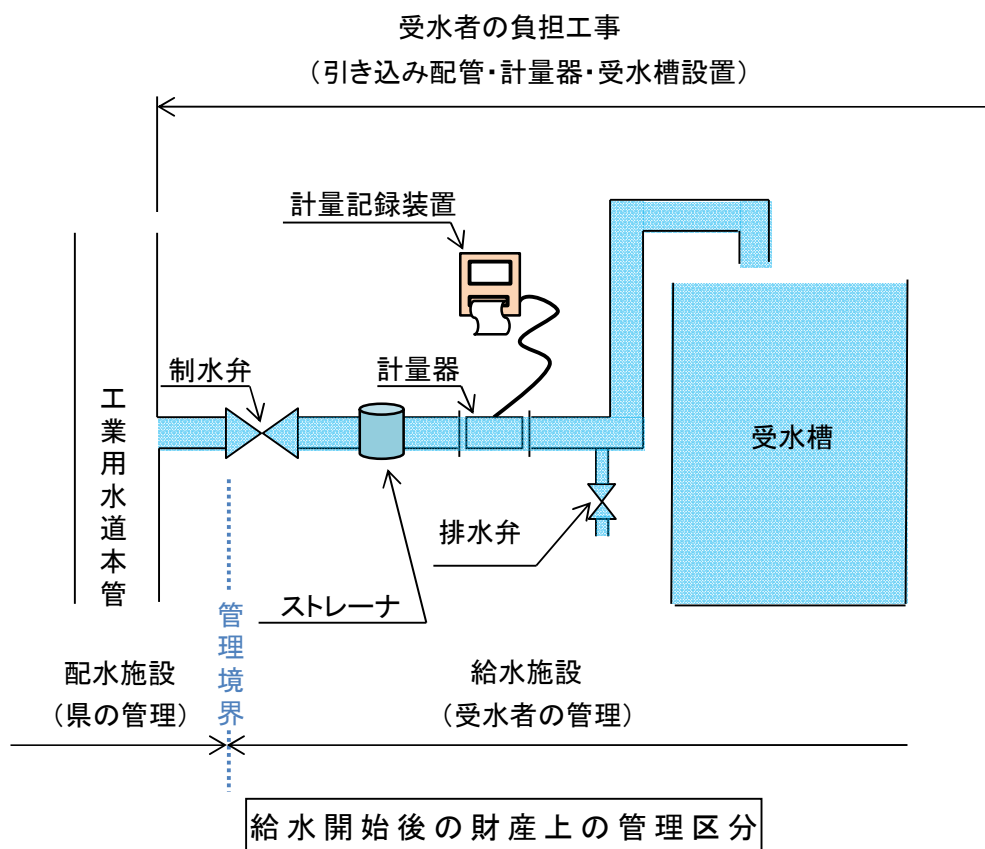
※④合計額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てます

3

受水にかかる費用

受水（使用）にあたっては、次のような費用の負担が必要となります。

工業用水の引き込みについては、工業用水道本管からの分岐を含め全て受水者の負担です。また8年毎の計量器の更新など、給水施設の管理は受水者に行っていただきます。ただし、給水施設施工完成後は本管から分岐した最初の制水弁の一次側までは県の管理となります。

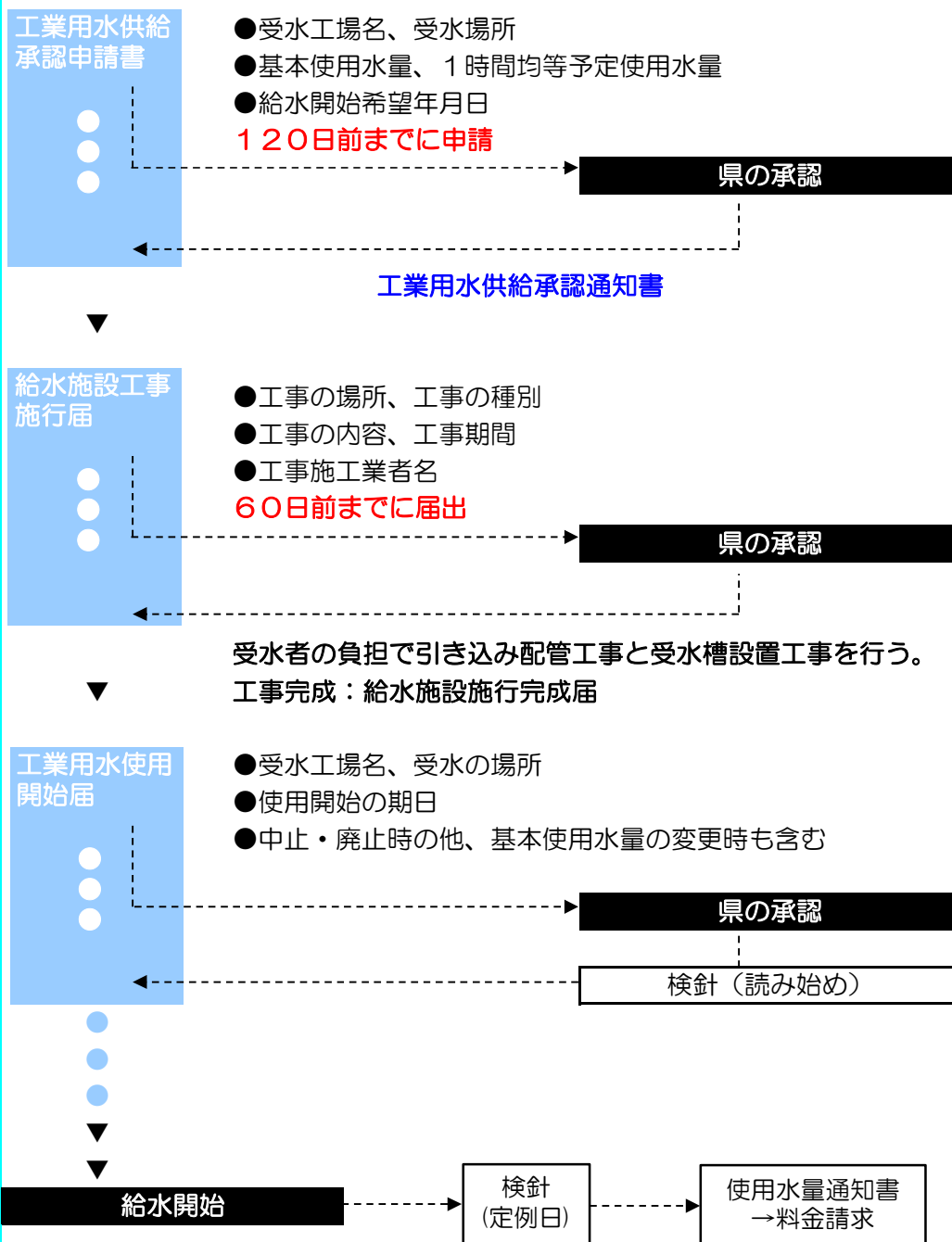


4

受水開始にいたるまで

受水するにあたっては、次のような書類手続きが必要となります。

給水開始までには、受水事業所の所在地及び給水量により2～3年間を要する場合があります。また、供給承認及び基本使用水量変更承認の申請にあたっては、事前に給水条件等についての協議を行い、それに基づき、承認申請をしていただくことになりますので、お早めにご相談ください。



提出書類等の取り扱いは、秋田県公式webサイト美の国あきたネット掲載の「秋田県工業用水道届出等様式」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら公営企業課までお問い合わせください。

5

受水に関する注意事項

受水にあたっては、工業用水道の健全な発展及び安定供給のため、次の注意事項をお読みください。

「秋田工業用水道事業連絡協議会」

全ての受水者は秋田工業用水道事業連絡協議会に加入していただくことになります。

この協議会は、工業用水道事業の健全な発展を促進するために、工業用水道事業に関する意見・情報の交換、資料の作成配布、及び会員相互の連携と親睦を図ることを目的としております。

※加入料・年会費はございません。

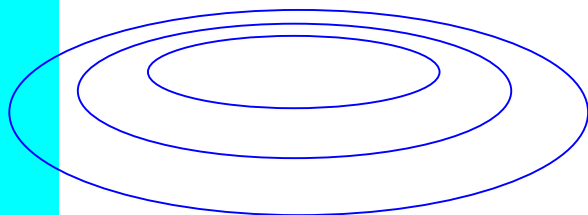
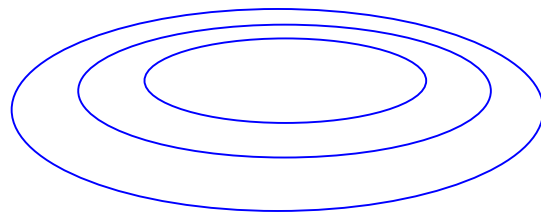
「責任水量制」

本県工業用水道事業では、契約後における基本使用水量の減量、廃止は過大な施設規模の経営を余儀なくされ、料金を低水準に維持することが困難となり、他の受水者に迷惑をかけることとなるため、原則認めておりません。

※ただし、やむを得ない理由が認められた場合においては、この限りではございません。以下のルールが、上述の連絡協議会において承認されました。

- ・「撤退ルール」（令和2年11月18日）
- ・「減量ルール」（令和5年4月18日）

詳細は公営企業課にお問い合わせください。



工業用水の受水に関するお問い合わせ先

秋田県産業労働部
公営企業課 工業用水道チーム

〒010-8572

秋田市山王3丁目1-1

TEL 018-860-5035

FAX 018-860-5824

E-mail koueikigyou@pref.akita.lg.jp